

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	令和2年 9月16日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋、上田英樹、前田えり子、かんなん芳治、河南克典、小島政行、森本富夫
4. 欠席議員	なし
6. 市部局	○市民生活部 ○企画総務部
9. 会議に付した事件	議案第78号 丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例
<p>開会 17:10</p> <p>向井委員長 挨拶</p> <p>【市民生活部市民衛生課】</p> <p>日程第1、議案第78号 丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例</p> <p>市民生活部長より挨拶の後、担当課長より、議案書に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑等＞</p> <p>かんなん委員 条例の第29条の2項において、「当該規制距離内の近隣住家及び当該地域を代表する者の同意」とありますが、この住家の意味は、その家の世帯主という意味なのか。一つの家に複数の世帯が住んでいる場合はどうなのでしょう。</p> <p>市民生活部 世帯主の同意をもって、その住家の同意が得られたものと判断したいと思っています。</p> <p>企画総務部 複数世帯であれば、世帯毎に同意をいただく必要があると考えます。住家の定義については、基本的に衣食住をする建物という理解になります。</p> <p>かんなん委員 別世帯の同一住居という場合も一定数あるかと思しますので、しっかりと対応する必要があることを意見としてお伝えしておきます。また、世帯主の死亡などによって、過去に同意した世帯主から代わった際に、</p>	

以前の同意の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

企画総務部 前提として、指定家畜飼養施設を設置する際に同意書を求めるという制度であることから、以前に同意を得ていれば、その世帯主が代わったとしても、同意は必要ありません。世代主が代わった後に、増設する場合には、当該世帯主の同意が必要になります。あくまでも基準日は設置時になるとご理解いただければと思います。

かんなん委員 施行規則において、細かい距離等の数値を規定していたものが、条例で規定することになりますと、当然のことながら、改正する場合には、議会の議決が必要になってきます。ここで規定されている距離については、時代というか社会情勢によって変わってくるのではないかと思います。現状の距離をどのように考えているのか、また、規定している距離が、他自治体と比較して、一般的なものなのか、それとも厳しいものなのかを教えてください。

企画総務部 距離に関しては、200mあるいは100mがいいのか、という妥当性について高度な専門性が必要であるとの説明をしました。先ほどの本会議場において、渡辺議員から、昨年の委員会では、専門性が必要であることから、規則で規定するといった説明であったにも関わらず、今回、条例にする理由は何か、とった質問をいただきました。昨年の委員会の際には、同議員より、指定家畜飼養施設を規制する場合には、条例で定めなければならないといった意見があったことから、その時の委員会では、他市においても規則で定めているとともに、規制している距離の妥当性については高度な専門性があることから、規則で定めることも違法であるとはいえないという趣旨であります。つまり、条例で定めることはできるものの、規則で規定することが違法であるということではないということであります。他自治体の距離規制については、猪名川町が、牛10頭以上で50m以上、豚30頭以上で100m以上、鶏1000羽以上で50m以上になっています。西脇市は100mです。神河町が牛5頭以上で100m以上、豚10頭以上で100m以上、鶏200羽以上で100m以上です。上郡町が200メートル以上です。赤穂市は、特殊なのですが、距離の規定ではなく管理基準を定めており、距離で一律に設置してはいけないという条例ではなく、市街化区域においては500mというように、区域指定によって距離を区別している状況になっています。兵庫県内の自治体においては、概ね100mから200mの距離規制が多いと考えています。

市民生活部 規制距離については、他自治体の状況を踏まえたということではなく、平成11年の合併の際に、今田町の規則がそのまま市に移行してきたものであります。昨年に、鶏の羽数と距離については、1000羽以上は100m以上とするように規則の一部を改正していますが、その他は、以前から

	定められている距離であるのご理解いただきたいと思います。
河南委員	なぜこのような差し迫ったタイミングで上程する必要があったのか、長月会議の初日に上程出来なかった理由を説明されたい。
市民生活部	ご指摘のとおり長月会議の初日に提案し、委員会で審議いただくことが本来ではありますが、この春以降、改正案の内容を法務専門員とともに協議を進めながら、パブリックコメントの期間についても意識しながらして検討してきました。昨年の9月に本条例を一部改正しましたが、委員会審議において、様々な意見が出されたことも踏まえ、1年後の9月には、条例改正議案を提案することで動いてきました。こうした中、パブリックコメントの期間が9月4日まで取らなくてはならない状態になったことから、こうした時期の提案となっています。
河南委員	1年前から取り組んでいたということですが、当市議会においては、通年会期を導入していることから、あらかじめ議会の日程は認識出来てはいるはずです。9月1日に上程しようと思えば、逆算するだけで出来たのではないのでしょうか。逆に言うと12月の上程では都合の悪いことあるのではないかと思います。いかがでしょうか。
市民生活部	市長協議も行う中で、16日あるいは17日に提案し、24日の最終日に議決いただけるよう進めていくということで、本日提案した次第です。
河南委員	他の議案同様、通常の上程ができるようにしていただきたい。
小島委員	今回の改正により遡及適用するものではないと理解していいのか。
市民生活部	そのとおりです。
小島委員	条例の第29条の2項において、市長は環境審議会の意見を聞いた上で生活環境を侵害しないと認める場合はその限りでないという例外規定がありますが、この「生活環境を侵害しない」とは、具体的に何を意味しているのでしょうか。
市民生活部	市民が通常的生活をする上でという理解であります。日頃の換気や洗濯物をベランダ等の屋外で干せるといったことが出来ない状態が生活環境の侵害に該当し、また、騒音や悪臭も考えられます。侵害の判断については、現地調査等も行った中で、なされるものと考えております。
小島委員	その環境審議会の構成を教えてください。生活環境ということなので、関係者などが様々な方で構成されていると思います。一般市民の方や畜産農家の方も入っているのでしょうか。
市民生活部	資料を配布します。審議会には19名の委員で構成されていますが、農業委員や農園をされている方、篠山自然派の会、地球温暖化防止活動推進員、環境創造事業者、自治会長会、武庫川女子大学の環境教育に係る准教授などがおられます。
小島委員	畜産関係の方はいないという理解でよろしいですか。

市民生活部 前田委員	<p>畜産農家の方はいません。</p> <p>条例の第 29 条の 2 項において、例外規定として、市長が環境審議会の意見を聞いた上で、生活環境を侵害しないと認めるとき、とありますが、この規定が気になります。専門家の意見を聞いて問題ないということであれば、市長としても生活環境の侵害がないと判断できるということであるとして理解はしますが、臭いや音というものは、人それぞれで感じ方が異なると思います。生活環境の侵害について先ほどの答弁では、換気ができない、洗濯物が干せないといったことを言われていましたが、そうしたもののだけでなく、精神的なものも影響してくると思います。その人の考え方、感じ方で生活環境の侵害が変わってくると思います。こうした状況を踏まえると、市長が生活を侵害しないと認めることがあっていいのだろうかかと危惧します。</p>
市民生活部	<p>同意を得られないという言葉には、「合理的な理由なく」という前置きがあります。畜産農家が適切に環境や地域住民にも配慮し経営しているなかで、ただ 1 人だけが同意しないといった状況を想定していますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
前田委員	<p>臭いなどの公害問題は、個々人の微妙な感覚の違いによって、大きい問題になることがありますから、こうした点については、十分留意した上で、市として判断していただく必要があると思います。</p>
市民生活部	<p>近隣住家や地域の代表者の合意がないにもかかわらず、市長が認めれば増設等ができるという条文ではないとご理解ください。環境審議会が決定するものではありませんが、審議会にも意見を聞くこととしておりますし、まずは近隣住家の同意が重要であると考えており、同意いただけない方については、働きかけ等をした中で、市長が最終的に判断するということをご理解いただきたいと思います。同意いただけない方に対する説得や相談対応の中で、同意をいただき、市長が許可をするという流れを目指していきたいと思っています。</p>
かんなん委員	<p>条例化しようがしまいが条例や規則を守らない事業者に対しては、悪臭防止法等による対応は想定されますが、この条例の中で具体的な解決策を盛り込むことが出来なかったのか。また、そうした検討をされたのかお聞きしたいと思います。</p>
企画総務部	<p>昨年 9 月の条例改正においては、定めに従わない者については、氏名を公表するという実効性確保のための改正を行いました。それ以上の強制執行や代執行、撤去を命ずることができる条例にするのかという点については、猪名川町が撤去命令まで定めていることも踏まえ、検討はしていました。ただ、撤去になると畜産をされている方に対する侵害の度合いとしては、かなり強いものになるといえることから、一息にそこま</p>

で条例化してしまうことは難しいとの判断に至りました。ただし、今回、距離規制に関しても条例で規定することになれば、条例改正する場合には、議会の議決が必要になってくることに加え、現状において市民の方やパブリックコメント等においても、そうした意見が出おり、執行部はもちろんです、議会においても検討していただけたらと考えます。

森本議長

条例第 29 条の 2 項の例外要件について、近隣住家や地域の代表者の同意と、市長が環境審議会の意見を聞いた上で生活環境の侵害がないと認めるときが、「または」で接続されていることから、両者が同等のように受け止めています。この規定は、極端に言えば、地域等の同意がなくても、市長が審議会に諮って、意見をもらった上で、生活環境の侵害がないと認められれば、判断できるということになるかと思いますが、あくまでも、近隣住家そして地域の代表者の合意をもらうということが、大前提であるべきではないでしょうか。

市民生活部

近隣住家の方そして地域の代表者の同意があることが最も望ましいと考えています。基本的には丹波篠山市内の畜産農家の方は、条例等を守りながら、例え距離規制内に住家があったとしても、近隣も含め良好な関係を築きながら、事業を展開されています。例外はあるかもしれませんが、ほとんどの畜産農家が、今後、増設等をされる場合には、地域の同意があるものと考えています。

企画総務部

注意を要していただきたい点として、規制距離範囲内に住家がある場合、基本的に増設等は出来ないということが大前提にあります。これまでから、こうした規制をしていましたが、その規制を緩和し、例外を認めているという状況になったとご理解いただきたいと思います。条文上は、同意をとれば増設等はできますが、条例の趣旨としては、規制距離内に、増設等は出来ないということが原則にあるということです。

向井委員長

規則において距離規制が規定されていた際には、既存の畜産農家については遡及しないということでしたが、それは今回も変わらないということでしょうか。

企画総務部

既存の畜産農家であっても増設等する際には、条例が適用されますが、平成 11 年から存在している指定家畜飼養施設については、遡及しないという意味であります。例外規定としての同意については、平成 11 年以前からされているところであっても、新たに増設等をする際には必要になります。

上田副委員長

近隣住家の住家と具体的にはどのような状態のものでしょうか。先ほどの答弁においては住家とは、衣食住をるところといったものですが、ある程度、日常的に住まれている状態、1 週間 1 回は帰ってこられている場合は該当すると思いますが、2 年も 3 年も空き家の状態になっ

ているということであれば、住家とは言えないのではないのかと考えます。こうした住家についての解釈を説明いただきたいと思います。

企画総務部 住家については、基本的にその家の中で食事等をするという言葉としての定義で説明しましたが、2年も3年も帰っていない状態であれば、住家とはいえないというように考えます。ただし、1か月あるいは2か月程度帰らない場合であっても、仕事の都合で単身赴任、長期出張している等の事情があれば、住家としての判断もできると考えます。

向井委員長 例外要件に関して、先ほどの本会議の中において、市長から和牛の組合との話し合いを踏まえ、考慮した上で規定した旨の答弁がありました。その点について再度、説明いただきたいと思います。また、今年の条例改正審査の際には、制度運用に関してのQ&A、ガイドラインといったものを考えていきたいとの答弁がありましたが、その後策定されたのかどうかをお聞きしたいと思います。

市民生活部 ガイドラインについては策定していますので、配布します（資料 ）。和牛農家の方とは、前回の規則改正と今回の条例改正の際に、説明の場を持たせていただきました。その際、どんなことがあったとしても距離規制内は設置してはいけないのか、といった意見や、近隣の方によっては、影響もないのに、同意してもらえないといった意見もありました。そうなってくると何の整備も出来ず、牛舎はもちろんのこととして他の施設も整備出来ないという状態になります。何ら環境に対する影響がないにも関わらず、同意が得られないという場合も想定されますので、例外規定を改正したという経緯があります。ただし、市としてかなり慎重に判断し、運用をしていかなければならない規定であり、近隣住家に加え地域の代表者も反対している中で、市として生活環境に影響がないと認めることは、なかなか出来ないとも思っています。市民衛生課や農都政策課、法務専門員ともしっかりと協議しながら、慎重に判断していかなければならないと考えます。

かんなん委員 規制距離以上に住家が離れている場合は、同意は必要ないという理解でいいですか。

市民生活部 距離規制以上に住家が離れている場合については同意は要りませんが、届出は必要です。

かんなん委員 距離規制の距離を実際に計測する際の起点と終点はどこになるのか。

企画総務部 指定家畜飼養施設が起点になります。畜舎があれば、畜舎からの距離ということです。住家については、基本的には当該住家の建造物が終点になります。例えば、その住家の土地として畑や田んぼがあったとしても、衣食住をする場所ではないと考えられることから、対象にはなりません。建造物の例としては、当該住家の門や塀、石垣が考えられ、当該

住家の生活圏に入るようなところを測ることになります。

かんなん委員 その家の敷地と捉えればいいですか。

企画総務部 敷地を計測地点と捉えるよりもむしろ建造物として捉えていただいた方が差支えないと思います。指定家畜飼養施設としての畜舎や堆肥置場といった倉庫、獣除けのフェンス等から、住家の門や石垣などの建造物まで距離が規制距離内にあるかどうかという判断になります。

かんなん委員 田舎には納屋がある家も多いですが、納屋も含むと考えていいですか。

企画総務部 基本的には含まれると考えます。

■表決

議案第78号 丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例

— 賛成全員で可決 —

向井委員長 条例改正にかかわる審査報告については一任いただきたいと思います
がこれに御異議ありませんか。

— 異議なし —

向井委員長 異議なしと認めます。それでは本日の執行部との質疑応答等を踏まえた形で、審査報告を行いたいと思います。これをもって議員間討議を終わります。

(閉会)

上田副委員長 挨拶

閉会 18:04